

主婦・学生の乳幼児保育に関する意識調査

池 田 一 郎*

Opinion Survey concerning Early Childhood Education among Housewives and Female College Students

Ichiro IKEDA

(1975年9月25日受理)

1. 幼 保 の 二 元 性

乳幼児保育を支えている二本の柱はこどもの就学前教育への期待と保護育成への要求である。前者が幼稚園に、後者が戦前の託児所から現在の保育所に発展してきた。太平洋戦争中には戦時託児所として両者が一元化される傾向がみられたことはつぎの東京都の措置によってわかる。

「東京都では空襲必至の情勢に備へ、新たに左の如き戦時託児所設置基準を示し、さきに公私立幼稚園を廃止したが、さらに都内 200 余の無認可幼稚園とその他の各種保育施設を全面的に切換え託児所の再配置を行い、これ以外の幼稚園、保育施設の類は 5 月末日までに幼児教育から閉め出し…」¹⁾

もっともこの措置は児童心理学上の根拠からきたものではなく、疎開と戦力増強という当時としてはやむを得ない状況によるものであるから一元化の理論的解決とはなっていないことはいうまでもない。

戦後は昭和22年施行の学校教育法によって幼稚園が学校として規定され、昭和23年施行の児童福祉法によって託児所は保育所として児童福祉施設のひとつとなり、法的な基準を獲得して幼稚園とは区別された性格づけを得た。ここに明確に幼保二元化が実現して現在に至っている。そしてこれが多くの意味での幼稚園と保育所の関係の混乱をひきおこしたのである。さらに児童福祉法は保育所のほか母子寮、養護施設、教護施設、乳児院、精神薄弱児施設とその通園施設、盲ろう児施設、心身障害児施設、情緒障害児施設、肢体不自由児施設、虚弱児施設など多様化された施設を規定し、厚生省所管による児童福祉施設最低基準によって運営されている。ここでは保育所以外を施設と呼んでおくことにする。

幼稚園は学校教育法第7章、同施行規則第7章幼稚園設置基準によっており、対象年齢は満3歳以上の幼児、保育所は前記の児童福祉施設最低基準により対象年齢は0歳の乳児から就学前幼児、特に必要とするときはその他の児童とされているところから低学年の児童も入所できることになっている。したがって最近の社会労働状態から学童保育を行なうより住民要求がなされている所がかなりでている。

保育所が幼稚園と相違を示すのは法令²⁾によって①日日保護者の委託を受けること②保育に欠ける乳児または幼児であること③特に必要のあるものが入所することになるのに対して、幼稚園は自由に希望するものが入園し、したがって幼稚園としては希望者を選考することができる場所である。

このことは当然幼稚園と保育所の保育時間の極めて大きい差を生じている³⁾。

* 社会科学研究室

このような明白な相違があるが、ともに幼児を保育し、よりよい環境のなかで心身の発達を助長するという目的は両者はともになんら変るところはない。しかしここに実は問題が伏在しているのである。つまり多くのひとびとは幼稚園と保育所の機能的差異を理解することが少なく、地域によって幼稚園的保育所がある反面保育所は幼稚園より劣るところ、または幼稚園に行けないことの行くところとする考えが生じている。大学、短期大学で保育学科、幼児教育科等を卒業し、幼稚園教諭と保育所保育士の資格をもった学生が就職に当って保育所、施設よりも幼稚園を希望し、幼稚園教諭採用試験に失敗したものがやむを得ず保育所に就職し、さらに残った者が施設に就職する現状である。したがって私立保育所のなかにはやむを得ず無資格者を保育見習いとして保育にあたらせねばならない。このような現実から、保育所や施設が社会からどのように認識され、評価されているかを調べ、福祉行政改善への第一歩をさぐるためにこの意識調査を行なってみた。

2. 調査方法

調査の対象

1. 0才～4才までのこどもをもつ主婦
 大阪市内団地 200名
 奈良県農村地帯 150名
2. 一般大学女子学生 150名
3. 目的大学・短期大学（保育学科・幼児教育学科）女子学生 250名

調査の方法

アンケート用紙を配布し記入を依頼して回収、回収時に面接した。面接担当は保育学専攻の関西女子短期大学、桜井女子短期大学学生 50名

調査期日（1975年3月～6月）

3. 結果の整理と考察

(1) 主婦に対しては自分のこどもを保育所に預けたいと思うか、学生に対しては将来こどもをもったとき保育所に預けたいと思うか。

第1表 意識結果 (%)

意識	対象	主婦	一般大学	目的大学
思　　う		20	30	29.4
思わない		65.5	66.5	68.6
無　回　答		14.5	73.5	2.0

こどもを保育所に預けようと思わない主婦が極めて多く、一般大学のみならず将来保育事業に従事すべき目的大学の学生すらこどもをもったとき保育所に預けようと思っているものは少ない。預けたいと思わないと答えたものに対する面接の結果はつぎのような理由が多かった。

1. 育児は母親の手によって行なうのが当然である。
2. 幼稚園までは家庭内の雰囲気育てることが望ましい。
3. 多くの保育所（保育園）で保育士の数が不足して手が廻らない。

これらは母性的養育喪失のもたらす乳幼児の精神衛生上の多くの欠陥⁴⁾がわが国においては常識化するほど述べられていることからきいていると思われるが、社会主義的集団保育⁵⁾を実践しているソビエトなど比較して将来の personality 形成への影響に興味をもたれるところである。

(2) 現在こどもを保育所に預けている理由は第2表のようである。

理由員数同胞がない、同年代のこどもが近所にいない	12(4)	主婦でこどもを保育所に預けているのは103名であった。前項の回答によると預けたいと思うものは20%の70名であるのに実際に預けているものが33名増加しているがこれは()内に示した、保育所に預ける理由として通常考えられる共働らき、欠損家庭などによる保育に欠ける例がほとんどなく、さらに調査地域の特質があったのか措置見がなかった。近くに幼稚園がないという理由を含めて保育所が本来もつべき機能を果しているのか疑問をもたざるをえない。近くに幼稚園がないという理由で保育所に預けたくないとする家庭でも保育所に行かせている例が多いことは保育所が幼稚園の役割を果していると考えてよい。
近所のこどもが行っている	18(6)	
生活習慣をつけさせたい	18(5)	
共働らき、欠損家庭	5	
幼稚園がない、または遠くにしかない	30(15)	
無回答	20(3)	
	103(33)	

特質があったのか措置見がなかった。近くに幼稚園がないという理由を含めて保育所が本来もつべき機能を果しているのか疑問をもたざるをえない。近くに幼稚園がないという理由で保育所に預けたくないとする家庭でも保育所に行かせている例が多いことは保育所が幼稚園の役割を果していると考えてよい。

(3) 保育所をどのように理解しているかは第3表のようである。

保育所が 長時間保育 するという ことは常識 となってい るようであ る。これは さきに述べ た児童福祉 法の目的か らして当然	理解	都市主婦	農村主婦	一般大学	口の大学
	区別				
	長時間保育してくれる	37.5	83.0	40.0	74.0
	幼稚園と同じである	4.0	1.7	8.7	14.0
	幼稚園より劣っている	21.5	9.1	23.3	2.0
	遊ばせるところで教育は除外されている	3.5	7.2	14.0	3.2
	保育料が安い、または収入に応じて異なる	5.5	1.3	0	8.0
	低所得層のこどもが行く	12.0	0.2	0.2	0.4
	無回答	16.0	1.5	12.8	0.4

のところであるが、都市の主婦や一般学生のなかには幼稚園より劣っており、低所得層のこどもが行くところであるとするものが特に都市の主婦に多い。これに対して農村は保育所への劣等意識は少ない。農村部で幼稚園的保育所が多く、大都市では公私立幼稚園が多いということからこのような意識が生じているのであろう。幼稚園より劣っていると回答した者に具体的な点を質問したが、保育者が適当でない・設備が悪いという心情的なものも多く、明白な回答はなかった。

そこで主婦・学生から無作為抽出して50名に筆者が見学したモスクワ第1249幼稚園の目録を示し、意見を聞いた。

朝8時30分：登園・朝食

12時：昼食、昼寝

3時：お茶

6時：帰宅

この日課はわが国では保育所に相当するものであるが、その回答はつぎのようである。すなわちわが国の幼稚園もこのようにあるべきであるが46%であり、現状の幼稚園保育がよいが31%で、わからない、無関心が23%であった。つまり保育所よりも幼稚園でできるだけ長時間保育をしてくれるよ望んでいる。ここにもなんらかの意味で幼稚園が保育所に優越するという意識がひそんでいる。

(4) これに関連して幼稚園と保育所の二元性について質問したのが第4表である。

第4表 幼稚園と保育所の目的・管轄、保育内容などの相違の理解(%)

相違	対象	主婦	一般大学	目的大学
知っている		33.5	26.6	88.5
知らない		40.4	49.0	0
同じである		7.3	0.4	0.2
無回答		18.8	16.0	11.3

主婦、一般学生は両者の相違を知らないか同じであるとするものが多い。目的大学の同じであるまたは無回答のものに面接した結果、幼稚園教諭と保育資格との取得単位に共通点が多いこと⁶⁾、教育面では保育所も6領域を適用すること⁷⁾などからであるとしている。これは大学での講義内容から当然理解していなければならないところである。

(5) それでは保育は社会的にどのように評価されているのであろうか。第5表に示されているように、目的大学学生以外は教育者であるとは考えず、単に子どもを遊ばせるか母親代理であるとしている。これが前記の保育所は劣ったものとする原因のひとつにもなっていると思われる。

第5表 保育の職務の理解(%)

理解	対象	主婦	一般大学	目的大学
子どもを遊ばせる人		26.5	37.6	4.5
母親代理		43.4	27.6	14.2
教育者		6.5	14.4	75.0
無回答		23.6	20.4	6.3

第6表 保育の仕事の評価(%)

仕事	対象	主婦	一般大学	目的大学
重労働※		38.5	52.5	65.8
軽労働		3.4	6.1	0.2
責任が重い※		92.0	52.4	60.2
責任が軽い		2.5	1.2	0
無回答		11.5	10.3	0.1

(6) 保育の仕事の評価については第6表のようである。

※重複回答

(7) 保育の仕事が重労働であり責任が重大であることは全部が一致して述べている。それではこの労働の代価としての給与の妥当性についてはどうであろうか。(第7表)

第7表 保育の給与5~7万円の妥当性(%)

給与	対象	主婦	一般大学	目的大学
社会通念からみて高い		8.5	8.6	0
社会通念からみて低い		44.5	68.0	94.4
妥当である		19.4	15.4	4.4
無回答		27.6	8.0	1.2

目的大学の学生は圧倒的に低いことを訴えている。将来自己の職業とすべき保育の給与の低さは、実習によって保育労働の実態を知っているのが切実に感じられるのであろうが、一般大学学生・主婦とともに待遇の悪さを指摘している。保育所は公立と私立の隔差が大きく、私立

間においてもまた大きい。質問に示した額は平均額であるが、最低のところは常識外であることは福祉行政の立ちおくれは集約的に私立の保育所、施設に現われているのである。

(8) 保育所の保育内容の理解についての調査の結果第8表のようである。

一般大学の学生、主婦は保育所の保育が保母の思いつきで系統立っていないと考えているもの、わからないとするものが多数を占めている。前述したように保育所は単にこどもを遊ばせ、預っているところと受けとられているのである。

第8表 保育内容の理解(%)

理解	対象		
	主婦	一般大学	目的大学
カリキュラムによって進められている	14.0	50.0	94.0
カリキュラムがなく 思いつきでやっている	24.3	25.5	0
無回答、わからない	61.7	24.5	6.0

第9表 保育所保母と施設保母の理解(%)

理解	対象		
	主婦	一般大学	目的大学
知っている	21.2	14.0	96.0
知らない	28.5	55.5	0
無回答	50.3	30.5	4.0

(9) 保育所保母と施設保母の理解については職場の相違、保育対象の相違があり、養成機関での履習科目の取得にも若干の違いがあるが社会的にはあまり理解されていないようである(第9表)

(10) 最後に、目的大学学生で保育事業への従事を志望する者にその理由を質問した。

その結果は以下のようである。幼稚園教諭を志望したもの

1. 幼児指導に興味がある 48.7%
2. 教育者としての地位が認められている 20.5%
3. 労働条件が保育所に比べてよい 12.5%
4. 保母よりも社会的地位がよい 6.4%
5. 無回答、その他 11.9%

保育所保母を志望したもの

1. 興味があり社会的に意義がある 70.0%
2. 労働条件がよい 2.4%
3. 給与がよい 1.6%
4. 保母が不足している 7.9%
5. 無回答、その他※ 22.1%

※幼稚園教諭の採用が少なく、採用試験がむづかしいとするものが多い

施設保母を志望したもの

1. 社会的に意義があり、興味がある 78.2%
2. 施設保母が不足している 2.6%
3. 仕事が楽である 1.2%
4. 労働条件、給与がよい 0%
5. 無回答、その他※ 18.2%

※幼稚園、保育所に行きたいが、施設保母は不足しており、採用きれやすいというのが多い

目的大学で保育学、児童心理学、特殊児童心理学を専攻した学生が半数近く幼稚園教諭を志望し、保育所保母は約3分の1で、しかも幼稚園教諭に採用されないときにこれを志望している。さらに施設保母志望は少なく、使命感をもつものだけがこれを志望し、労働

条件・給与は全く彼女等に誘引力がない。保育所や施設の運営が善意にのみ頼らねばならない福祉行政の根本的な改善が強く望まれる。

文 献

1. 朝日新聞, 昭19. 5. 25.
2. 学校教育法第77条, 児童福祉法第39条.
3. 幼稚園教育要領, 児童福祉施設最低基準第54条.
4. *Maternal Care And Mental Health*, Johon Bowlby 1951.
5. *Two Worlds of Childhood US and USSR*, Urie Bronfenbrenner 1970.
6. 厚生省, 昭37. 9.
7. 厚生省, 保育所保育指針, 昭40.

Summary

In today's Japan the task of educating preschool children is undertaken by the two kinds of institutions, day-care centers and kindergartens. Although both are based on the same principle of nursery, their functions are different in many ways. But the difference has often been misunderstood by many people.

Accordingly, the author has conducted an opinion survey concerning this problem among housewives and female college students in both urban and rural areas. The results are as follows:

1. It is believed that in kindergartens children can receive some sort of education, but in day-care centers they are left to play freely.
2. It is believed that nurses at day-care centers are simply replacing their mothers.
3. It is believed that nurses at day-care centers are poorly paid in spite of their hard works.
4. It is generally desired to bring up children at home or by sending them to kindergartens instead of sending them to day-care centers.
5. Special facilities for physically or mentally handicapped children are generally regarded as a depressing place to work there.
6. It is desired that welfare facilities should be increased and such social atmosphere should be created that everybody could work willingly in this area.

As it can be seen in this survey, it is earnestly hoped to elevate the social status of nurses in day-care centers in order not only to recognize them as professionals but also to guarantee the healthy development of own children. It is also necessary to build a society in which facilities for exceptional children are fully furnished and many students are willing to go to work in this area.